

議案第 6 3 号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（作業中の防火管理） 第 3 8 条 [略] 2・3 [略] 4 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。以下この項、第 6 0 条及び第 6 1 条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。 5 [略]</p> <p>附 則 <u>（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する特例）</u> 第 8 条 消防法の一部を改正する法律（平成 1 3 年法律第 9 8 号。以下「改正法」という。）による法別表第 5 類の項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下この条において「新規対象」という。）のうち、第 4 2 条</p>	<p>（作業中の防火管理） 第 3 8 条 [略] 2・3 [略] 4 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。以下第 6 0 条及び第 6 1 条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。 5 [略]</p> <p>附 則 <u>（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する特例）</u> 第 8 条 消防法の一部を改正する法律（平成 1 3 年法律第 9 8 号。以下「改正法」という。）による法別表第 5 類の項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下「新規対象」という。）のうち、第 4 2 条第 1 号から第 8</p>

第1号から第8号まで、第43条又は第44条（第1号、第11号及び第12号を除く。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成14年5月31日までの間は、適用しない。

2～4 [略]

第9条 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第11条において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この条において「新規対象」という。）のうち、第42条第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

2 新規対象のうち、第42条第2項第1号から第8号まで、第43条の2（第3号を除く。）又は第44条第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

3 新規対象のうち、第42条第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する特例）

第10条 [略]

第11条 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数

号まで、第43条又は第44条（第1号、第11号及び第12号を除く。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成14年5月31日までの間は、適用しない。

2～4 [略]

第9条 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第11条において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この条において「新規対象」という。）のうち、第42条第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

2 新規対象のうち、第42条第2項第1号から第8号まで、第43条の2（第3号を除く。）又は第44条第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

3 新規対象のうち、第42条第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する特例）

第9条 [略]

量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

## 附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第38条第4項の改正は、公布の日から施行する。